

日本の士業事務所・資産家を元気づける情報マガジン

元気だね通信

発行・編集／レガシマネジメントグループ



読者アンケート実施中

9月号の感想・要望は
こちらから！

Vol. **270**
Sep. 2026

巻頭特集

2026年版 税務調査の最新動向と対応方法

【インタビュー】

税理士都築巖事務所 代表 税理士・行政書士 都築 巖 氏

6 税務なんでも教室
入門 個人の国際税務⑤

New Release

8 お客様の相続で事前提案必須5選
絶対避けたい「不作為の罪」
9 会計事務所の生成AI実践講座
確実に一步を踏み出せるガイダンス

10 9月の新商品ラインナップ

11 税理士が知っておいてほしい法務道場
会社法務の落とし穴②

12 ユイゴン書くと元気だね 第5回

13 The Professional Interview

14 税務調査研究会 今月の1問

15 ニュース&カレンダー



※この画像は生成AIで作成しました。

財産規模5億円以上の
年間相談実績

1,096
件※1

資産
5億円超

非上場株の
評価が複雑

税務調査が
不安

複雑な相続税申告は

レガシィが
お手伝いします

顧問はそのまま！
資産税領域だけを
徹底サポート

財産規模が大きく複雑な相続案件をおひとりで抱えるのは大きなリスクが伴います。レガシィは相続税専門の経験豊富な専門家が複数在籍。先生の顧問会計業務はそのままご担当いただき、レガシィは資産税に関する業務を申告から税務調査対応まで徹底サポートします。※2



資産税専門の税理士が先生の業務をサポートします

お困りの相続案件はレガシィがお手伝いいたします

土地評価や非上場株の
評価が複雑

レガシィの税理士と不動産部門が連携し、土地調査から権利関係の整理、さらには売却先探しまで支援いたします。



繁忙期に相続税申告の
依頼が立て込んでいる

相続税申告・財産評価業務に関して、資料収集から申告書作成、税務調査対応まで一貫してお手伝いいたします。



相続人同士に
感情の行き違いがある

依頼主様のご家族関係への財産の承継の不安を汲み取り、社外専門家との連携も含め、ワンストップでサポートいたします。



※1 「財産規模5億円以上の方の年間相談実績」は、2023年11月から2024年10月までの集計になります。※2 個別の状況次第では、一括でのお引き受けが困難なケースもあります。ご了承ください。

お客様向け「相続税試算報告書」を無料で作成いたします

財産規模5億円以上の相続案件にて、レガシィの相続税申告支援サービスをお申しいただきましたら、お客様向けの「相続税試算報告書」をオーダーメイドで無料にて作成いたします。先生の事務所名×レガシィの連名での提案書作成も可能。案件の進め方や役割分担などは、お客様との関与度合いに応じてご相談ください。



お問い合わせはこちら！

Legacy

レガシィマネジメントグループ
税理士法人レガシィ
株式会社レガシィ
行政書士法人レガシィ

0120-00-8377

<https://legacy.ne.jp/legacy-cloud/contact/>

「元氣だね通信を見て」とお伝えいただくとスムーズです



2026年版

税務調査の最新動向と 対応方法

都築氏が語る税務調査のトレンド 今、〇〇が注目されている!



9月号の巻頭特集では、コロナ禍を経て大きく変貌を遂げた税務調査の最新動向と、我々税理士に求められる対応法に迫ります。近年、国税局はプラットフォームへの情報照会やAIによるデータ分析、SNSでの情報収集など、ITを駆使した新時代の調査手法を本格化させています。また、暗号資産や外貨預金の為替差益、各種特例税制への監視も一段と強まっています。今回は、長年国税の最前線に立ち、現在も多数の調査対応や経営者支援を行う都築税理士にインタビューを敢行。調査現場のリアルな実態と、税理士が日々の業務で持つべき視点をお届けします。



税理士都築厳事務所 代表
税理士・行政書士
都築 厳 氏

昭和54年立命館大学法学部卒業後、大阪国税局及び管内各税務署に勤務。間接税、法人税、消費税等の調査及び審理事務に従事。平成13年大阪国税不服審判所勤務を最後に退職。同年、税理士登録。京都府宇治市において税理士事務所開設。

本日はよろしくお願いいたします。まずは近年の税務調査の全体的な傾向や、現在注視すべきポイントについて教えてください。

都築：全体的な流れとして、事業者への協力要請や特定情報の提示を求める権限を強力に活用し、個人事業者に対する極めて厳しい無申告調査が積極的に行われています。これは、Amazonやメルカリ、さらにはLINEやFacebook等を活用してビジネスを行う事業者について、国がプラットフォームへほぼ強制的に「情報をすべて提供せよ」と求められるようになった影響が大きいです。報告を拒否すれば罰則規定もあり、争うなら裁判という事態になります。国にとっては、これまで水面下に隠れて把握が難しかった無申告業者を徹底的に捕捉する絶好の機会を作ったわけです。こうしたプラットフォームを介した申告漏れ事業者の把握強化は、当分続くトレンドだと見ています。

暗号資産など、新しい形の資産への課税についてはいかがでしょうか。

都築：暗号資産への課税強化には細心の注意が必要です。現在、国は金融庁に登録している証券会社に対し、暗号資産を扱う取引所の情報をすべて開示するよう要求できるようになりました。これにより取引状況がどんどん把握され、結果として暗号資産関連の課税事案が増加しています。

例えば、個人の申告書を作成する際、通帳を確認すると金融庁のリストにある暗号資産取扱業者との間で、1回500万円などの多額の資金移動が見つかることがあります。本人に確認すると、やはり暗号資産取引でした。

我々税理士が日々の会計業務の中からこうした不自然な動きを確実に把握し、申告の必要性を経営者に指導していかなければ、後々多額の追徴課税や重加算税という重大な事態に発展しかねません。

経費の面や、為替差益などに関する最近の指摘の傾向はどうでしょうか。

都築：最近特に多い指摘は、会社の経費に個人の私的支出が紛れ込んでいないかという点です。個人事業主も同様で、特に医師や歯科医師などで、業務上必要とは考えにくい支出が厳しく問われる事例が増えています。調査官から尋ねられた際、業務上の必要性を論理的に説明できなければ、全額否認や更正処分になると言われたケースもあります。以前のように売掛金の計上漏れを指摘されることは減り、今や経費の私的流用が最も税務署にとって否認しやすいポイントとなっています。

また、円安の影響による外貨預金等の為替差益に対する調査も、情報官が動くなど本格化しています。法人個人問わず外貨預金を持つ方は増えましたが、円転して利益が確定しているにもかかわらず、本人に申告が必要という認識すらないケースが散見されます。税理士側から積極的に換金の実を確認し、利益が出ているなら雑所得として申告するよう指導する必要があります。

試験研究費などの特別控除や税制優遇を適用する際、税理士が注意すべき点は何でしょうか。

都築：ここ2、3年で目立つのは、賃上げ促進税制等に関連する試験研究費への指摘です。例えば、5,000

万円もする高額な機械を購入した場合、「これは本当に試験研究のためだけに使うものですか？」と厳しく問われます。目的外の使用が少しでも疑われれば、試験研究費ではなく貯蔵品として計上するよう求められる事例もあります。租税特別措置法に基づく特別控除は、特定目的での使用を前提とした限定的な制度です。そのため、目的に合致していることを正直に説明できなければ否認されます。一度否認されれば丸ごと対象外となり、その後の認容もありませんから、事前の精査が非常に重要です。

調査対応における税理士の姿勢について、「理屈」と「証拠」の観点から警鐘を鳴らされていますね。

都築：税理士の中には、「節税にはストーリーや理屈が必要だ」という教えが独り歩きし、事実関係から離れて無理な理屈付けをしてしまうケースが見受けられます。租税回避的なことをしても合理的な理屈さえ作っておけばいい、と勘違いされている方が多いように感じます。

しかし、理屈は単なる「言葉」です。実際に「実態」があり、それを裏付ける「証拠書類（物件）」があることこそが何より重要なのです。

例えば役員退職金の支給で「株主総会の議事録さえあれば良い」と勘違いしている方がいますが、議事録は株主総会で承認された事実を証明するためのものです。税務調査の連絡を受けてから慌てて議事録を作る



うとする税理士がいましたが、私は「今から作ったら脱税に近くなりますよ」と止めました。基本に忠実に、法的手続きを適正に行うことが不可欠です。

デジタル化の進展は、調査手法にどのような変化をもたらしていますか。

都築：新時代の調査手法として、IT活用が非常に進んでいます。国税局は情報収集の一環としてSNSを日常的に監視しており、YouTuberへの査察やLINEでの取引状況がチェックされることもあります。

また、電子帳簿保存法に関連し、調査着手前に「データを貸してほしい」「エクセル形式で提出してほしい」と求められる機会が増えました。国税局側は実地調査の前にデータの中身を把握し、調査の省力化を図ろうとしているのです。事業者への情報協力要請の規定ができたため、税理士事務所に「データを見せてほしい」と来られた場合、任意とはいえ事実上拒否するのは難しいのが現状です。

さらに極めつけは、国税局が銀行にマイナンバーで検索をかければ、取引先や資金の流れをすべて把握できる体制が整っていることです。銀行やAmazonに文書を送るだけで周辺情報が容易に集まり、蓄積された情報をAIに分析させて調査ポイントを特定してくるのです。

インボイス制度が始まりましたが、実際の現場への影響はいかがでしょうか。

都築：インボイス制度についても、調査現場での影響がすでに始まっています。

例えば、「クレジットカードの利用明細だけではインボイスとして認められない」と指摘され、数百万円から一千万円近くの消費税の仕入税額控除が否認されるケースが発生しています。現在はまだ指導で済むこともありますが、今後は正規の調査において「修正申告を求めるか処分する」と明言されています。

また、嘘のインボイスを作成した税理士が懲戒処分を受けた事例もありました。従来と同じ曖昧な処理を続けていれば必ず指摘を受けますので、厳格な対応が求められます。

税務調査の立ち会いなど、税理士事務所側の対応において課題はありますか。

都築：多くの税理士事務所で見られる問題として、税務調査の立ち会いを無資格の担当職員に任せきりにし、税理士本人は十分に内容をチェックせずハンコを押しているケースが挙げられます。初日の朝だけ税理士が顔を出し、あとは担当者任せというパターンが圧倒的に多いですが、無資格の職員には法的な答弁権限がありません。

担当職員の独断やミスが原因で問題が発覚した場合、経営者から「税理士先生からはそんな指導を受けていない」と言われれば、税理士としての責任問題に直結します。近年は税理士への処分も厳格化しており、職員のミスに起因して税理士が懲戒処分や業務停止などのダブルパンチを受けるケースも増えています。厳しい時代だからこそ、税理士本人が責任を持って対応しなければなりません。

最後に、現代の経営者との関わり方や、税理士が意識すべき今後の対策についてアドバイスをお願いします。

都築：現代の若い経営者は、「これはこう処理する」という結果だけでなく、「なぜそうなるのか」という明確な根拠を求めてきます。聞かれたことに答えるだけでなく、日々の業務を通じて「こうすべきだ」と積極的にアドバイスすることこそが、本来の委任契約のあり方です。

今後の対応で最も重要なのは「事前対策」です。申告段階で、税務調査で指摘されそうな項目は徹底的に検証しておくこと。また事後対策としては、調査の連絡を受けてから実際に着手されるまでの間に、必ず帳簿や証拠書類を見直すことが重要です。

そして何より、日々のエビデンスを確実に構築していくことです。経営者から「これ経費になりますか？」と聞かれた際、「なりますよ」と口頭で答えて終わるのではなく、「経費として証明するために、領収書の裏に目的を必ず明記してください」と具体的に指導する。こうした日々の積み重ねが、いざという時に経営者と税理士自身を守る最大の防御策となるのです。

本日は貴重なお話し、ありがとうございました。

税務なんでも教室

今号は海外の不動産を売却した場合の課税について解説します。

永住者が、米国ハワイ州のコンドミニアムを売却した場合、日本での課税関係や米国との二重課税の調整はどのように行うのでしょうか。

1 日本の確定申告

日本の確定申告は、売却した年分と翌年分の2年間確定申告を行う必要があります。

令和7年にハワイのコンドミニアムを売却したとすると、日本では令和7年分の確定申告と米国の確定申告で源泉税の精算が終了することを受けて、令和8年分の日本の確定申告が必要です。

2 外国税額控除の計算及び対象となる外国所得税の範囲

居住者がその年において外国所得税を納付することとなる場合には、その外国所得税の額は、次の算式により計算した金額を限度として、その年分の所得税の額から控除されます（所法95①、所令222）。

$$\text{その年分の日本の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の調整外国所得金額}}{\text{その年分の所得総額(国内・国外)}}$$

対象となる外国所得税は、外国の法令により課される所得税に相当する税で、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により個人の所得を課税標準として課される税（以下「外国所得税」といいます）です（所法95①、所令221①）。

3 FIRPTA（米国連邦税）及び HARPTA（米国ハワイ州税）

FIRPTAはIRS(米国歳入庁)のホームページの説明を要約すると、外国人が米国不動産権益を譲渡する場合、1980年外国不動産投資所得税法（FIRPTA）に基づく所得税の源泉徴収の対象となり、源泉徴収税率

は15%（2016年2月17日以前の譲渡の場合は10%）とされています。

また、HARPTAはハワイ州政府のホームページの説明を要約すると、非居住者がハワイ州に所有する不動産を売却した場合に課される源泉徴収税で、税率は7.25%です。

4 外国税額控除の適用時期

外国税額控除は、外国所得税を納付することとなる日の属する年分において適用がありますが、継続して実際に納付した日の属する年分で適用することも認められます。納付することとなる日とは、申告、賦課決定等の手続きにより外国所得税について、具体的に納付すべき租税債務が確定した日をいいます（所法95①、所基通95-3）。

すなわち申告納税方式による税額については申告があった日、賦課課税方式による税額については納税告知書が到達した日ですが、継続適用を条件として、実際に納付した日の属する年分において、外国税額控除を適用することができます。

5 予定納付等をした外国所得税についての外国税額控除の適用時期

予定納付又は見積納付（以下「予定納付等」といいます）をした外国所得税も、納付することとなる日の属する年分において外国税額控除の適用がありますが、予定納付等に係る年分の外国所得税について確定申告又は賦課決定等（以下「確定申告等」といいます）があった日の属する年分で外国税額控除を継続して適用していれば、それも認められます（所基通95-4）。

つまり、原則は、予定納付等した外国所得税と、確定申告等により納付する外国所

得税の納付日が年分を異にする場合、それぞれの年分で外国税額控除を受ける必要があります。

しかしながら、その場合、予定納付等をした年分に日本で外国税額控除の確定申告を行い、翌年の確定申告で精算を行うというわずらわしさが生じます。そのため、予定納付等に係る年分の外国所得税について確定申告等があった日の属する年分で外国税額控除を適用することも認められます。

例えば、カナダでは、不動産譲渡があった場合、譲渡の時点でカナダの課税当局に予定申告及び納付を行い、翌年のカナダの確定申告で税金の精算を行い還付あるいは追加納付を行います。それに伴い、日本の確定申告も予定納付等があった年分と翌年カナダの確定申告で精算された年分の2回確定申告を行う必要が生じます。

しかしそれを、譲渡があった年分では外国税額控除の控除限度額の計算だけを行い、カナダで税金の精算を行う確定申告があった年分で、実際に外国税額控除の適用を受けることも認められているわけです。

米国のように、不動産売却時に源泉徴収される場合も、同様に考えることができます。

6 外国税額控除の受け方

外国税額控除の受け方は、次の2通りの方法があります。

(1) 申告方法1

令和7年分の確定申告で、源泉徴収された米国源泉税について外国税額控除を受け、令和8年分の確定申告で米国の確定申告で還付された米国源泉税について精算する方法です。

次のような流れになります（年月日は仮のものです）。

- ① R7.9.30 ハワイのコンドミニアムを売却（米国連邦税・州税が源泉徴収される）。
- ② R8.3.15 日本で確定申告し、米国連邦税・州税について外税控除を受ける。
- ③ R8.4.15 米国で確定申告し、米国で

売却時に源泉徴収された税金の還付を受ける。

- ④ R9.3.15 日本で確定申告し、米国の還付税額をR7年分の控除限度超過額からマイナスし、残額を雑所得で申告する。

(2) 申告方法2

令和7年分の確定申告では、外国税額控除は源泉徴収された米国源泉税について、控除限度額の計算だけを行い、それを控除余裕額として令和8年分に繰り越し、令和8年分の確定申告では、その額を繰越控除限度額として、米国での納税額を精算した後の米国の税額で外国税額控除を受ける方法です。

次のような流れになります（年月日は仮のものです）。

- ① R7.9.30 ハワイのコンドミニアムを売却（米国連邦税・州税が源泉徴収される）。
- ② R8.3.15 日本で確定申告し、米国連邦税・州税について外税控除の控除限度額の計算だけを行い翌年に繰り越す。
- ③ R8.4.15 米国で確定申告し、米国で売却時に源泉徴収された税金の還付を受ける。
- ④ R9.3.15 R7年分から繰り越した控除余裕額を使用し、米国で精算後の税額で外国税額控除を受けて、税金の還付を受ける。

（注）申告方法1あるいは申告方法2のどちらを選択するかにより、2年間通算した場合の税負担は異なります。どちらの方法が有利なのかは、シミュレーションして判断する必要があります。

※次号は、外貨建て取引の円換算レート、為替差損益です。

昭和52年慶應義塾大学法学部卒業後東京国税局採用。その後、昭和62年東京国税局査察部、平成3年国税庁広報課、平成7年東京国税局資料調査課（外国人担当）、平成11年麹町税務署国際税務専門官、平成20年渋谷税務署特別国税調査官（国際担当）、平成26年東京国税局主任税務相談官、平成27年太陽グラントソントン税理士法人入社、令和元年事務所開業。東京国税局在職中は、海外取引を行っている個人及び外国人に対する調査・指導・相談事務に長く携わってきた。

阿部行輝税理士事務所 税理士

阿部 行輝

Profile





税理士向け

商品名

お客様の相続で 事前提案必須5選 絶対避けたい「不作為の罪」

CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

提案しなかったために 相続後 税賠のリスクに！

相続実務の第一線で活躍する税理士の山本和義先生が、AIの普及に伴い、税理士が直面する新たなリスク『不作為の罪』について警鐘を鳴らします。

現代は、専門知識に乏しい一般の納税者でも、AIを用いて容易に最適な相続税対策を検証できる時代です。これにより、税理士が「提案をしなかった」こと（不作為）が原因で、顧客が本来得られたはずの軽減効果を逃した場合、顧問契約の解除や損害賠償請求へと発展するリスクが現実味を帯びています。

本講義では、実務で必須となる「遺言」「生前贈与」「生命保険」「資産管理会社」「養子縁組」という5大基本対策について、提案漏れ（不作為の罪）を徹底的に防ぐための実務ノウハウを伝授します。単なる制度解説に留まらず、具体的な数値シミュレーションを提示しながら、想定される税務リスクや共同相続人に与える影響、そして「書面による提案」と「資料収集の責任分担」の明確化など、明日からの実務ですぐに実践できるトラブル回避の手法を分かりやすく解説します。

税理士

山本 和義*Kazuyoshi Yamamoto*講師
Profile

関西有数の資産税特化型税理士法人FP総合研究所を設立。平成29年に次世代へ事業承継し、新たに税理士法人ファミリーを設立、代表社員就任。資産税に関するノウハウは非常に豊富で、精力的に全国でセミナーを行い、関連書籍も多数執筆。

会計事務所の生成AI実践講座 確実に一步を踏み出せる ガイダンス

CD・ダウンロード・ストーリーミング音声・ストーリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストーリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストーリーミングから選択

「AIすごいね」で
終わらせない、
明日の実務へ

AIは脅威か、それとも相棒か。今、会計業界でも生成AIの導入が進む一方、現場では「使い方が分からない」「情報漏洩が怖い」「AIの嘘が信用できない」といったリアルな不安の声が絶えません。

本実践講座は、そんな不安を解消し、「AIすごいね」で終わらせず、「明日これを試そう」と即座に実務へ導入できるセミナーです。

第1部ではAIの本質や「問いの精度」を高める具体的な指示方法を解説。第2部では、ChatGPT（考える）、Claude（つくる）、Gemini（回す・検証する）、NotebookLM（社内専用AI）という主要4サービスの特徴に応じた具体的な業務使い分け術と、安全な法人プランでの活用方法をデモを交えて伝授します。さらに、変化を嫌う人間の本能（ホメオスタシス）を考慮した、職員への4ステップ浸透手順も公開。

講師は、クラウドやAIを積極的に活用し、顧問先800件を擁する歴史78年の矢崎会計事務所を率いる矢崎誠一税理士です。本気でAIを事務所の相棒にしたい皆様、ぜひご視聴ください！

税理士法人矢崎会計事務所
代表社員/公認会計士/税理士/経営心理士

矢崎 誠一

Seiichi Yazaki



講師
Profile

公認会計士・税理士・経営心理士。
立教大学法学部卒。監査法人トーマツ等を経て、2013年に税理士法人矢崎会計事務所を設立し代表社員に就任。AIやIT、暗号資産などの先進分野に強く、実体験を生かした相続・事業承継のワンストップ支援に注力する。

9月の新商品ラインナップ

商品名

会計事務所の生成AI実践講座 確実に一步を踏み出せるガイダンス



「AIすごいね」で終わらせない、明日の実務へ



矢崎 誠一

税理士法人
矢崎会計事務所
代表社員／公認会計士／
税理士／経営心理士

商品名

税理士事務所の親族外承継 所長の孤独と“私公混同”



経験者が語る 親族外承継の失敗を防ぐ具体策



宮本 泰三

税理士法人
千代田経営会計事務所
所長 税理士

商品名

税理士向けAI実践ガイド 今日から使える12の自動化・活用事例



脱・所長依存のAI活用術 忙しさを手放し高次元経営へ



福岡 武彦

三聖トラストグループ
代表 税理士

商品名

リース会計と税務 今だから行おう 税理士事務所の再確認



中小企業のリース会計の実務 ここだけ押さえる！



金子 真一

金子真 税理士事務所
代表 税理士

商品名

相続税申告の債務控除と葬式費用 誤りや漏れを防ぐ実務判断



実務で迷う債務控除と葬式費用の判断基準



山本 和義

税理士

商品名

お客様の相続で事前提案必須5選 絶対避けたい「不作為の罪」



提案しなかったために相続後、税賠のリスクに！



山本 和義

税理士

商品名

シリーズ 令和6年改正家族法 第4回 養育費・その他



すっきり整理！ 養育費 新ルールをマスターする



早瀬 智洋

弁護士法人
丸の内ソレイユ
法律事務所 弁護士

商品名

もう戻れない！ 弁護士業務における生成AI活用法Ⅱ



相談相手から成果物生成へ 人材難をAIで補う



荒川 香遥

弁護士法人
ターウィーン法律事務所
弁護士

会社法務の落とし穴② 株式譲渡の留意点

中小企業や同族会社では、株式譲渡が行われていても、その法的有効性が十分に検証されていないケースが少なくありません。しかし、無効な株式譲渡を放置すると、株主総会決議や役員の責任にまで影響が及ぶおそれがあります。今回は、見落とされがちな株式譲渡の落とし穴について解説します。

株券を発行していない会社の株式譲渡の問題

会社法施行以前から存続する株式会社は、原則として「株券発行会社」とみなされます。このような会社では、株券が発行されていない段階で行われた株式譲渡は原則として無効となります（会社法128条2項）。

ところが、中小企業では実際には株券を発行していないにもかかわらず、株券を交付しないまま株式譲渡が行われている例が少なくありません。親族間の事業承継や同族会社内の株式移転などでも問題となり得るため、「譲渡契約書を作成したから大丈夫」と安易に考えるのは危険です。

子会社による親会社株式取得の問題

非上場会社では、子会社が親会社の株式を保有している状態が見受けられることがあります。しかし、子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されています（会社法135条1項）。

このような株式取得は無効と評価される可能性があります。また、無効とされた場合には、子会社の役員が違法な支出を行ったとして損害賠償責任を負う可能性があります。さらに、親会

社の違法な自己株式取得と同視しうる場合や親会社が子会社に対して取得を指示した場合等には、親会社の取締役等についても任務懈怠責任が問題となり得ます。

無効な株式譲渡が招く深刻な影響

株式譲渡が無効である場合、法的には譲受人ではなく譲渡人が株主となります。そのため、株主総会の招集通知も本来は譲渡人に送付しなければならないにもかかわらず、譲受人に対して招集通知を発送し続けている場合があります。

通知漏れの株主が多数存在する場合には、株主総会決議の決議取消しや決議不存在が問題となるおそれがあります。平時には問題化しなくても、相続や事業承継、同族株主間の対立などを契機として、過去の株式譲渡や株主総会決議の有効性が争われることがあります。過去の株主総会決議の存在が否定されると、その後の取締役選任決議や役員報酬決議などにも影響が及び、場合によっては取締役による取引の有効性まで問題となり得ます。企業価値や事業承継に重大な支障を生じさせる可能性があるため、早期の対応が重要です。

事業承継や相続対策、組織再編等の場面では、過去の株式譲渡の有効性が問題となることも少なくありません。税理士が顧問先の株主構成や株式の異動経緯を確認する中で疑義を発見した場合には、早期に弁護士と連携し、適切な対応を検討することが重要です。

「本道場」は、税理士が知っておくべき「法務」のポイントを弁護士が解説します。顧問先支援に必要な法務知識や税理士業務におけるリスクにつながる法務知識をお伝えします！

税理士が知っておいてほしい 法務道場

第5回



牛島総合法律事務所 弁護士

山内 大将

牛島総合法律事務所パートナー。M&A、不動産ファイナンス、会社関係訴訟を中心に、支配権争い、不祥事対応、コンプライアンス、国際取引等を幅広く手がける。第二東京弁護士会・ニューヨーク州弁護士。

今号のまとめ

- ・ 株式譲渡は、株券発行会社における株券交付の有無や子会社による親会社株式取得に注意が必要。
- ・ 無効な株式譲渡を放置すると、株主総会決議や役員責任にまで影響が及ぶおそれがある。

デジタル遺言制度の実現が現実味を帯びてきました。レガシィでは、揉めない相続の実現と日本の遺言文化の刷新を目指し、遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を開発・ローンチしました。目標は、日本の遺言作成率を9%から50%へ。このコラムは、遺言と向き合う人々の物語です。

ゴンさん：カランコロンカラン。いらっしゃ〜い…あ、ユイ先生、2か月ぶりですね。最近、テレビや新聞でAIユイゴンを見かけます。お客さんも「テレビで見た」って。

ユイ先生：マダナイちゃんも有名猫ね。私のサインはまだいらないかしら？

ゴンさん：いずれ、サインを求められる前提なんですね（笑）。それより嬉しい話が。「元気だね通信」の読者の先生からアンケートの回答が来たそうですよ。

ユイ先生：え、私たちの会話を本当に読んでいる先生がいたの！？

マダナイ：第5回まで何だと思っていたのかにゃ。

ゴンさん：「ユイゴンのコラム欄が楽しみ。イゴンよりユイゴンの方が親しみやすい。違いを一般の人に面白く説明するコツはありますか？」だそうです。

ユイ先生：嬉しい！いちごパフェをお送りしたいくらいだわ。

ゴンさん：届く頃には液体です。で、何が違うんですか？

ユイ先生：同じ「遺言」よ。専門家は「イゴン」、一般の方は「ユイゴン」と呼ぶことが多いけど、別制度ではないわ。

マダナイ：でも、言葉の温度は違うにゃ。

ユイ先生：「イゴンは制度の言葉。ユイゴンは人の言葉」って伝えると分かりやすいかも。

ゴンさん：じゃあ、「イゴンは財産をのこす。ユイゴンは想いものこす」とか？

ユイ先生：店長、今日は冴えてる！

マダナイ：さらにイゴンに「ユ」を足すにゃ。「湯」を足したと思えば、ユイゴンはちょっと温かく

このコラムは、遺言と向き合う人々の物語である。

ユイゴン書くど元気だね

第5回



登場人物

ユイ先生：父から事務所を引き継いだアトツギ女性税理士。シニア顧問先多数。甘党。

ゴンさん：両親のカフェを引き継いだ50代男性。ユイ先生の顧問先。

マダナイ：AIユイゴンWell-B内で働く猫。最新AIなのに昼寝の稼働率が高い。

なるにゃ。

ゴンさん：遺言をお風呂に入れた（笑）。

ユイ先生：でも本質かも。財産の分け方だけでなく、感謝や思い出が入ると、その人らしい温かい遺言になるもの。

ゴンさん：でも税理士から突然「遺言を作りませんか？」と言われたら、身構える人もいそうですね。

マダナイ：いきなり完成させなくていいにゃ。AIユイゴンには「想いをのこす」機能もあるから、家族への一言から始められるにゃ。

ゴンさん：それなら「遺言を作って」ではなく、「まず想いを残してみませんか？」と紹介できますね。

ユイ先生：土業が全部作る必要もない。長く顧問先を見てきたからこそ、きっかけを渡せるのね。

マダナイ：先生が入口をつくり、ワタシが想いを整理。法的な仕上げは、先生や連携する専門家の出番にゃ。

ゴンさん：テレビや新聞で見たアプリなら、顧問先にも話を切り出しやすそうです。

ユイ先生：そうね。紹介されたからお墨付きではないけど、会話の入口にはなるわ。じゃあ私も温かいイチゴゼンザイを胃に紹介してくる！

ゴンさん：それは紹介じゃなくて消化です！

マダナイ：第5回にして店長まで作者に似てきたにゃ。

ユイ先生のまとめ

読者の先生、お便りをありがとうございました。「イゴン」と「ユイゴン」は同じ遺言ですが、言葉の選び方で受け取る温度は変わります。顧問先に作成を勧めにくいときは、「まずAIと家族への想いを話してみませんか？」とAIユイゴンWell-Bを紹介するのも一つです。土業が完成させなくても、考えるきっかけは渡せます。「イゴン」に少し「湯」を足して、温かい会話から始めてみてはいかがでしょうか。



税理士法人レガシィ
代表社員税理士・
公認会計士・行政書士
天野大輔

慶應義塾大学大学院文学研究科修了。富士通エフ・アイ・ピー（現 富士通Japan）、監査法人・コンサルティング会社を経て、2015年よりレガシィマネジメントグループに参画。両親から事業を承継し、2021年より現職。SE経験を背景に、「Mochi-ya」「相続のせんせい」「サムシ

ナ」、デジタル遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を企画・リリース。近著『100億円相続事典』（2024年、日経BP社）。2023年よりYouTube「相続と文学」を運営し、2025年に『税務弘報』で「文学で学ぶ相続の知恵」を連載。



アプリのダウンロードはこちらから!!

The Professional Interview

「The Professional Interview」では、地域に密着し、地域を支え、「元気」を発信している土業の先生をご紹介します。

黒字⇒片山先生 赤字⇒レガシィ

プロビタス税理士法人が挑む最適解



プロビタス税理士法人
税理士・中小企業診断士

片山 康史

DATA

プロビタス税理士法人
税理士・中小企業診断士
片山康史
HP: <https://probitas.jp/>

開業までの経緯を教えてください

大学を卒業後に入社した外資系企業で、金融機関のお客様への対応をきっかけに簿記の勉強を始めました。「自分に合っている」と直感して税理士を目指したのですが、今にして思えば外資系企業での英語を使った業務から離れたい気持ちもその後押しだったかもしれません。しかし、その後PwCに転職して担当したのは国際税務。英語から離れたくて税理士を目指したはずが、結果的に、今も英語を使いながら国際税務に携わっているのですから不思議なものです。

PwCを経て転職した事務所でも外国人の確定申告を大量に担当していました。転機は東日本大震災。担当顧客の3分の2が帰国し、事務所から記帳代行への転換を打診されましたが、培ってきた専門キャリアを活かしたいという意地から退職を決意しました。

独立してからの経営は『ドラゴンクエスト』にも似た感覚があります。見知らぬ土地を歩き、呪文を覚え、ルイーダの酒場で新たな仲間を見つけ、ラスボスのような大きな案件に挑んでいく。案件が終わればまた次の旅という、その冒険のプロセス自体を生きているような感覚ですね。

注力している取り組みは何ですか？

当法人のメイン事業は「国際税務」です。この国際税務という分野の最大の特徴であり難しさは、答えが少ないことではないでしょうか。事象や相手

国の数だけ異なるケースが存在する国際税務は「攻略本が存在しない領域」と言って良いかもしれません。リスクが高く、答えのない領域に、私たちが長年培ってきた経験と知識を武器にして挑んでいる自負があります。緊張感のある日々ですが、AIには絶対に代替できない、人間同士の経験が活きる最前線だと思っています。

私たちは、今後も「国際相続」の分野において、質の高いサービスを提供していきたいと考えています。円安の影響もあり「日本に移住したい」と考える外国人が急増していますが、移住してきた外国人が日本で亡くなった場合や母国に財産を残したまま亡くなった場合、どうなるのか。今後、国際相続は間違いなく需要が爆発的に増えるにもかかわらず、手探りの状態で事例も少なく、本格的に対応できる専門家がほとんどいないのが現状といえます。外国人のお客様にとって、日本の税法は未知のもの。お客様にとって死活問題であるビザや生活の不安を取り除けた時の安堵の表情を見るのは、税理士として、深いやりがいを感じる瞬間です。

経営戦略を学ぶ中で「コトラーの競争地位別戦略」を知りました。それは大企業が参入しないような特定の小さな市場（ニッチ市場）に経営資源を集中させ、独自の地位を築く戦略。この「ニッチャー」としての立ち位置を確立した事業者が生き残っている印象があります。

誰もがAIに注目している時代だからこそ、私は「AIでは解決できない領域」に逆張りしたい。国際相続というニッチな領域に飛び込み、自らの経験を積み重ねることで独自の立ち位置を築いていきたいですね。

取材対象者募集しています！
「先生の取組をお話しませんか？」

ご興味のある方は下記連絡先まで
税理士法人レガシィ・株式会社レガシィ
担当：高橋智美 t.takahashi@legacy.ne.jp



このコーナーでは、レガシィが運営する「税務調査研究会」で解決した質問を特別に1問だけ、お見せします。

※本記事は実際の質問のエッセンスを利用し、大幅に改変、一般化したモデル事例です。
また、令和8年度税制に基づきます。実務への適用の際は個別事情を考慮し、慎重にご判断ください。

顧客基盤（営業権）の譲渡に伴う収益計上時期、対価の減額修正、および消費税の簡易課税の業種区分について

弊社（税理士事務所）の顧問先である法人X社（当期は消費税の簡易課税適用）は、特定地域において宅配水（ウォーターサーバー）の配送および定期購入契約（顧客数：約400件）を持つ事業を運営しております。この度、同業のY社より、X社が保有するこの配送ルートおよび顧客基盤（営業権）を、1件あたり8万円、総額3,200万円で譲り受けたいとの提案があり、事業譲渡契約を締結する運びとなりました。

譲渡契約完了後、両社で既存顧客への引継ぎ業務を行い、順次Y社への契約移行を進める予定です。なお、契約書には「引継ぎ完了後、一定期間内に顧客が解約した場合には、解約件数に応じて譲渡対価（3,200万円）を減額（精算）する」旨の条項が設けられています。この取引に関する税務処理について、以下の3点をご教授ください。

1. 事業譲渡実行期の収益計上：事業譲渡契約を行った期において、X社は譲渡対価である3,200万円全額を「雑収入」等の利益（益金）として計上する処理で差し支えないでしょうか。
2. 後日の解約に伴う減額処理：後日、条件に基づき譲渡代金の減額が確定した場合、その減額が確定した期（解約が判明した期）において、減額分を「雑損失」等の損失（損金）として計上する処理でよろしいでしょうか。
3. 消費税の簡易課税における業種区分：本件の顧客基盤（営業権）の譲渡は、消費税の簡易課税制度においてどの業種区分に該当しますでしょうか。特に該当する特定の業種が見当たらないため、「第四種事業」として処理して問題ないか確認させてください。

A 1. 事業譲渡時の収益計上について
ご指摘の通りで差し支えありません。事業譲渡契約に基づき発生する譲渡対価は、その譲渡が完了した日の属する事業年度において、事業の譲渡による収入として計上します。勘定科目については、「雑収入」あるいは「固定資産（営業権等）売却益」等の適切な科目で益金（収益）計上することになります。

2. 対価減額時の処理（質問2について）

ご指摘の通り、その減額の実事（条件達成や解約等）が確定した日の属する事業年度において処理することになります。当初の事業譲渡が完了した期以降に、契約の引き継ぎ失敗等により対価の減額（返金）が確定した場合は、その減額が明らかになった期の損金（雑損失等）として計上、または売上・収益のマイナスとして処理してください。

3. 消費税の簡易課税の業種区分について

ご認識の通り、「第四種事業」に該当すると考えられます。簡易課税制度における業種区分において、事業者が保有する「営業権（顧客基盤や事業に関する権利）」や「無形固定資産」の譲渡は、第一種から第三種、第五種、第六種のいずれの事業にも該当しないため、消去法的に「第四種事業（飲食店業その他で他の区分に該当しないもの）」に区分されるのが基本的な取扱いとなります。

■根拠条文等

- ・法人税基本通達2-2-16（前期損益修正）
- ・消費税法第30条、消費税法施行令第57条（中小事業者に対する課税標準の計算の特例）
- ・消費税法基本通達13-2-4（簡易課税の事業区分）

税務調査研究会
とは？

税務調査研究会とは、株式会社レガシィが運営する税理士の会員組織です。適正・適法に納税している納税者を守る税理士先生の実務をサポートするために税務調査や実務に関する情報提供に加え、会員の皆さまからのご質問にも回答させていただいております。

詳しくはこちら



ニュース & カレンダー

9月

このページでは9月の税務トピックや注目ニュース、そしてレガシィからのお知らせをご紹介します！

今月の税務・労務トピック

9月10日 (木)	源泉所得税の納付
9月30日 (水)	8月分の子ども・子育て拠出金、子ども・子育て支援金の納付

レガシィイベント

9
4 (金)

相続マスター講座 2026年度総会

「相続マスター講座」修了事務所様を対象に、2026年度総会を開催いたします。「2026年版 相続書式」や「ミニマムタックス」等の最新動向をテーマにした勉強会を行い、勉強会後には懇親会も開催します。実務に役立つ情報収集と情報交換の場として、ぜひご参加ください。

9
16 (水)

第28回 会計事務所を いい状態にしたい研究会

税理士法人レガシィ会長天野隆と参加者（3名限定）で、ウェルビーイング対話カードを使い気楽に語り合います。

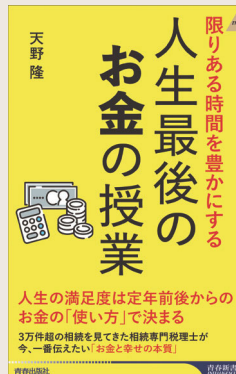
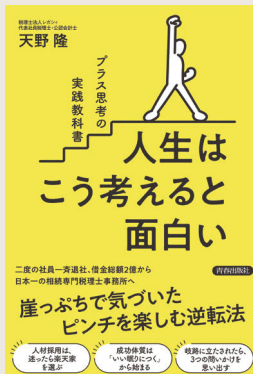
※9月16日（水）は既に満席です。左記のQRより別月のスケジュールが確認できます。



NEWS

ニュース

税理士法人レガシィ会長 天野隆の新書籍 2冊が発刊されました



左から『人生はこう考えると面白い プラス思考の実践教科書』、『限りある時間を豊かにする 人生最後の金のお金の授業』（いずれも青春出版社）

税理士法人レガシィ会長・天野隆の新著2冊が、青春出版社より発売となりました。

『人生はこう考えると面白い プラス思考の実践教科書』

借金2億円や社員一斉退職等の逆境からの復活劇と、3万件超の相続現場で得た知見をもとに、人生を前向きに生きる考え方を伝授。不安な現代を自分らしく歩むヒントとなる一冊です。

『限りある時間を豊かにする 人生最後の金のお金の授業』

数多くの「人生の締めくくり」から見てきた「後悔しないお金の使い方」を解説。「いい人生だった」と思えるお金と時間の活かし方を届ける一冊です。

相続現場での知見が凝縮された注目のラインナップです。ぜひご一読ください。

イベント

あなたの声が次号をつくる！ 9月号アンケートにご協力ください！



いつも元気だね通信をご覧いただき、誠にありがとうございます。

本誌では税理士の皆様の現場に役立つ情報をお届けするため、毎月、アンケートを実施しております。今月も読者の皆様の実務のお悩みや、取り上げてほしいテーマ、記事の感想をぜひお聞かせください。

「こんな特集が読みたい」「この疑問を解決したい」といった一言が、より充実した紙面づくりの大きなヒントになります！本誌挟み込みのアンケート用紙より、熱いご意見をお寄せください。



ご回答はこちらからも可能です！➡

実務で役立つ解説を、動画でいつでも

今必要なテーマを、すぐ学べる

専門知識を身近に

「レガシクラウドオンライン」の見放題プランは、
顧問先からの質問対応や付加価値提案、税制改正のキャッチアップなど、
実務に役立つセミナーをいつでも視聴できるプランです。
必要な時に必要な知識をすぐ確認し、日々の業務にご活用いただけます。

＼ 実務でこんな場面はありませんか？ ＼

顧問先からの質問の回答に
迷ってしまった…



実務に追われ、後回しに
なっていたテーマを学びたい…



最新情報をタイムリーに
キャッチしたい！



こんなときに **見放題プラン** が役立ちます！



顧問先対応に
自信が持てる



必要な情報を
すぐ確認できる



レガシの
ノウハウを学べる



「見放題プラン」を

2週間無料※

でご利用いただけます。

※期間中は無料でいつでも解約可能です。また、2週間後に有料会員へ自動移行とはなりませんのでご安心ください。

実務に役立つ豊富なコンテンツを
ご体感ください！

お申込み
お問合せ はこちら



元気だね通信

第270号

2026年9月1日発行

発行・編集：レガシマネジメントグループ

〒104-0028

東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階

TEL 0120-00-8377 FAX 03-3214-1718